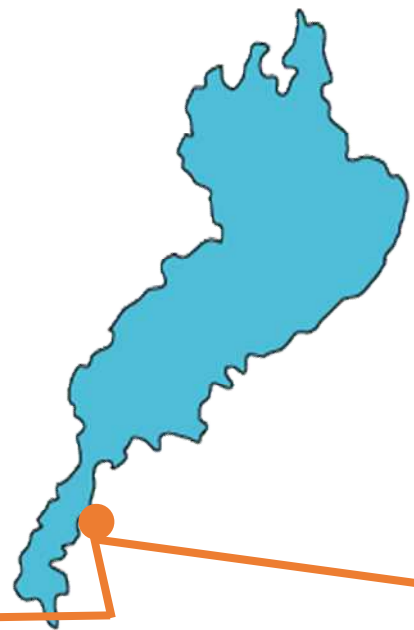


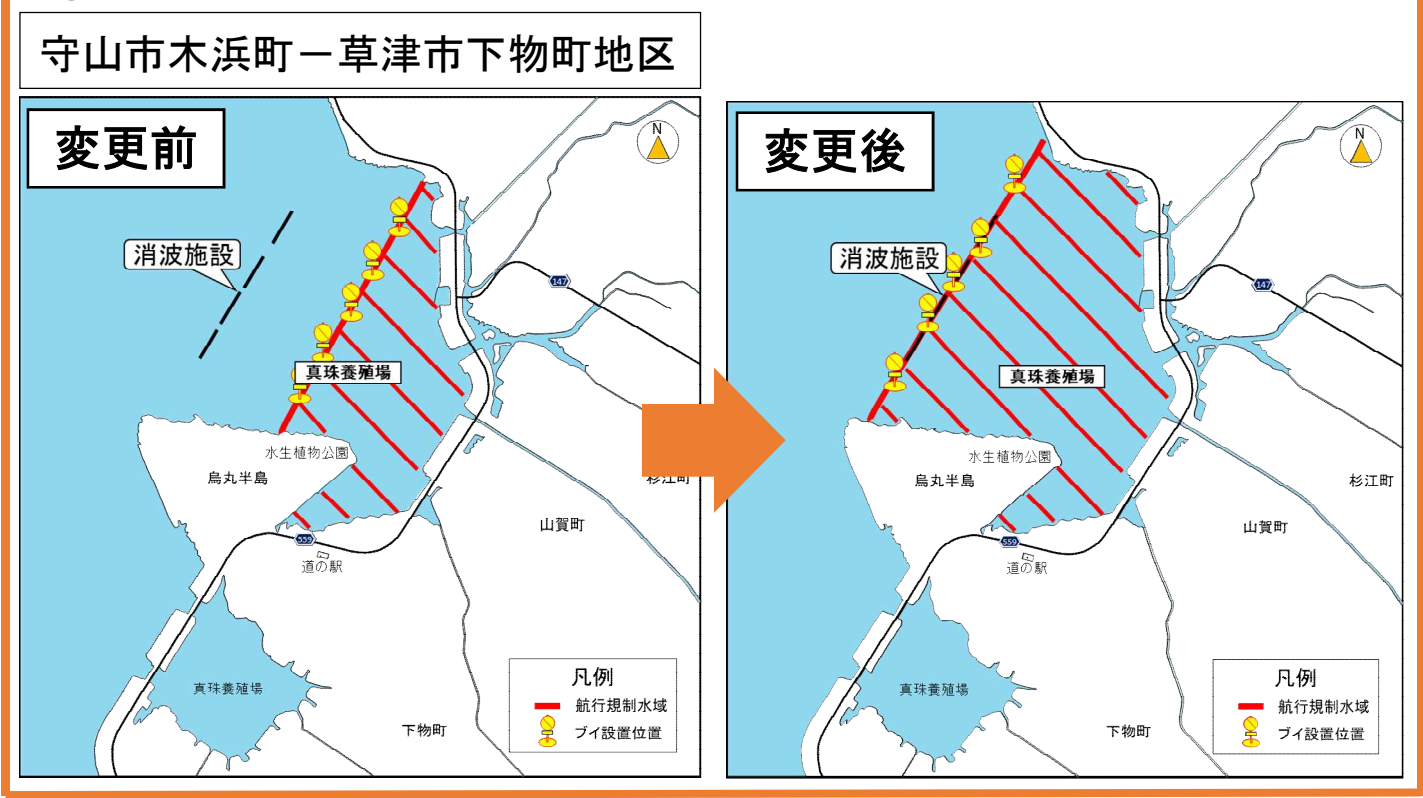
航行規制水域を拡大しました

滋賀県は、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第12条に基づき、プレジャーボートの航行規制水域を指定しています。

水産動物の増殖場および養殖場保全のために指定している以下の水域の航行規制水域を拡大しました（2020年3月27日施行）。



- ・以下の航行規制水域では、ウェイクボード等のえい航は禁止です
- ・停止等命令違反には**30万円以下の罰金**が科せられます

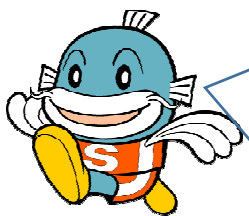
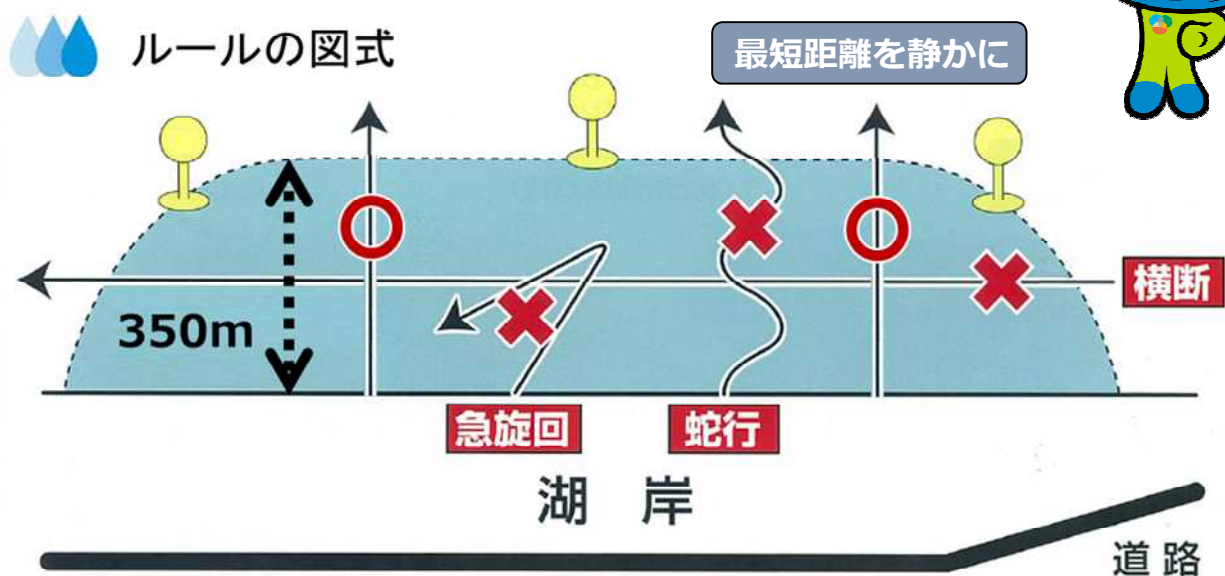


— お問い合わせ先 —
 滋賀県 琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課
 TEL 077-528-3485 FAX 077-528-4847

琵琶湖ルールを守りましょう

1. 湖岸は静かに走りましょう！

- 湖岸から350m, 黄色いブイの内側は航行規制水域です。
- 航行規制水域内では、最短距離を『できる限り波を抑制する』ための措置を講じて航行しましょう。
(減速して航行する等)



2. 適合証を見えるところに貼りましょう！



- 琵琶湖でのプレジャーボートの航行には、滋賀県が発行する適合証の表示が必要です。

Mother
Lake

母なる湖・琵琶湖。
—あずかっているのは、滋賀県です。

滋賀県 琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課